

知事

年月日

文部大臣宛

(欄外注記4)

申請書

一 目的 高等ノ諸学校ヘノ入学志望者ニ予備ノ学科ヲ教授

ス

二 名称 私立中央高等予備校

三 位置 東京市神田区錦町二丁目二番地私立東京法学院大

学内

四 学則 別紙ニ記載ス

五 経費及維持方法

収支予算

支出

総額 金貳千百九拾円

内訳

事務員及雑給 金六百円

書籍費 金百円

広告費 金参百円

集会費 金貳百円

雑費 金八百九拾円

予備費 金百円

収入

総額 金貳千百九拾円

76 中央高等予備校設置(明治三十八年七月)

(欄外注記1) 明治卅八年八月五日受

内務部学務課主任菅野属(印)

知事(千家印) 第二部長(山田印) 学務課長(渋谷印)

私立中央高等予備校設立認可按

(朱書) 〔三甲六〇七〇ノ二〕

東京市神田区錦町二丁目二番地

菊池武夫

明治三十八年七月廿五日申請私立中央高等予備校設立ノ件認可

ス

年月日

知事

(朱書) (同ノ三) 第二按

(欄外注記3) 東京市神田区錦町式丁目式番地菊池武夫ヨリ私立中央高等予備校ヲ東京市◎錦町式丁目式番地私立東京法学院大学内ニ設置ノ件願出候ニ付本日認可候間別紙修業年限学科課程及入学者資格

相添へ此段及報告候也

但入学料及授業料総収入

維持方法ハ前掲経費収入及支出ニ基キ残余ヲ生シタルトキ

漸次之ヲ積立テ其資金ニ宛ツルモノトス

六 校地及校舎 私立東京法学院大学ノ校地及校舎ヲ使用ス

右設立ノ上来ル九月十一日ヨリ授業開始致度候ニ付私立学校令

第二条ニ依リ認可申請候也

東京市神田区錦町二丁目二番地

(貼紙下)〔私立東京法学  
院大学附属〕

私立中央高等予備校設立者

明治三十八年七月廿五日

菊池武夫(印)

東京府知事男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

明治卅八年七月廿五日 東京市神田区長 小原八十吉(印)

割印

(貼紙下)〔私立東京法学  
院大学附属〕

私立中央高等予備校学則

第一条 本校ハ高等ノ諸学校ニ入学志望者ノ為メニ予備ノ学科

ヲ教授スルヲ目的トス

第二条 本校ノ学科ハ修身、英語、独逸語、国語、漢文、数学、

地理、歴史、物理、化学、博物、図画トシ毎週ノ授業時間ハ

三十時間トス但シ英語独逸語ハ生徒ヲシテ其一ヲ択ハシム

但シ事宜ニヨリテ学科及授業時間ヲ増減スルコトアルベシ

第三条 修業期ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

第四条 本校ノ休業日ハ左ノ如シ

自十二月廿六日至一月七日 日曜日及大祭祝日

第五条 入学期ハ修業期ノ始トス

但入学期ノ外補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第六条 入学者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有ス  
ル者ニ限ル

一、中学校卒業者

二、師範学校卒業者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験合格証書ヲ有スル者

四、明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校ノ予

備試験ニ合格シタル者

五、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同

等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル学校ヲ卒業シタル

者

第七条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歷書ヲ添ヘテ教務係ニ差

出スヘシ

第八条 入学許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証

ヲ差出スヘシ

但シ在学証用紙ハ必ス教務係ヨリ申受クヘシ

第九条 保証人ハ身元確實ニシテ東京市内ニ一家ヲ立ツル丁年

以上ノ男子タルコトヲ要ス

第十条 疾病其他ノ事故アリテ退学セント欲スル者ハ必ス保証

人連署ノ上校長ニ届出ツヘシ

第十一条 学業劣等、怠惰、品行不良若クハ疾病等ニヨリ成業

ノ見込ナキ者、校規ニ背キ又ハ校命ヲ奉セサル者ハ退学ヲ命

ス

第十二条 何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ引続キ三ヶ月以上

右之通

欠席シ又ハ正当ノ事由ナク無届ニテ一ヶ月以上欠席シタル者

ハ学籍ヨリ削除スヘシ

東京市本郷区駒込千駄木林町百七十八番地

第十三条 学期ノ終リニ於テ卒業試験ヲ举行シ及第者ニハ卒業

愛知県士族

証書ヲ授与ス

高津敏三郎

(削除) 但シ本校卒業証書ヲ有スル者ハ入学試験ヲ要セス東京法学

元治元年十月生

(欄外注記5)

院大学本科ニ入学スルコトヲ得ヘシ

一明治二十二年七月帝国大学文科大学毕业

第十四条 各学科試験点数ハ百点ヲ満点トシ各学科得点平均六

右之通

十点ヲ及第トス

第十五条 学生入学ノ節ハ入学料トシテ金貳円ヲ納ムヘシ

府下豊多摩郡西大久保村二百七十四番地

但シ入学料ハ時宜ニ依リ免除スルコトアルヘシ

山形県平民

第十六条 授業料ハ一ケ年分金拾五円トス但シ月割金壹円五拾

齋藤 信策

銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

明治十一年四月生

第十七条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ

一明治三十六年七月東京帝国大学文科大学毕业

会計係ニ納付シ之ト引替ニ聴講券ヲ受取ルヘシ

右之通

第十八条 本校生徒心得ハ別ニ之ヲ定ム

東京市本郷区駒込千駄木町五十八番地

履 歴 書

長崎県士族

東京市牛込区佐土原町一丁目二番地

葉山万次郎

岩手県士族

明治十年十二月生

法学博士 菊池 武夫

一明治三十五年七月東京帝国大学文科大学毕业

安政元年九月生

右之通

一明治十年ポストン大学法学部卒業

一現時 貴族院議員 弁護士 立私東京法学院大学長

東京市本郷区西片町十番地

静岡県土族

佐久間信恭

文久元年四月生

明治十四年二月生

一明治三十八年七月東京帝国大学理科大学卒業

右之通

一明治十五年七月札幌農学校卒業

一現時 東京高等師範学校講師

右之通

東京市本郷区千駄木林町二百四十番地

東京府平民

加納 清三

明治九年八月生

東京市小石川区林町三十一番地

東京府平民

村上 竜英

明治九年六月生

一明治三十六年七月東京帝国大学理科大学卒業

右之通

東京市本郷区本郷六丁目三十一番地

岩手県土族

平田徳太郎

明治十三年九月生

一明治三十四年七月東京帝国大学文科大学卒業

右之通

東京市麴町区平川町五丁目四番地

東京府土族

堀 竹雄

明治八年十一月生

一明治三十七年七月東京帝国大学理科大学卒業

右之通

東京市小石川区原町百二十二番地

福井県平民

松浦与三松

明治九年三月生

右之通

一明治三十五年七月東京帝国大学文科大学卒業

東京市本郷区駒込東片町百三十四番地

三重県平民

藤原仁三郎

一明治三十三年七月東京外国語学校英語科卒業

一明治三十三年十一月文部省ヨリ師範学校中学校高等女学校英

語科教員免許状ヲ下付セラル

右之通

(欄外注記1)

「收受明治三十八年七月二十六日」「判決八月五日」「施行八月五日」

(欄外注記2)

「完結」「三十九年二月二十一日」

(欄外注記3)

「◎『神田区』ノ三字ヲ加フ(菅整印)」

(欄外注記4)

「收受明治三十八年七月二十六日・三甲六〇七〇号」

(欄外注記5)

「三行冊除(坂本印)」

〔明治三十八年 文書類纂 学事

626  
A5  
9〕